

団体長期障害所得補償保険

重要事項のご説明

▼ この書面における主な用語についてご説明します。

危険	身体障害の発生の可能性をいいます。	身体障害	傷害〔ケガ〕といいます〕または疾病〔病気〕といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
協定書	保険契約締結の際、引受保険会社と保険契約者の間で協議のうえ保険契約の内容を定める書類をいいます。	てん補期間	引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。
最高保険金支払月額	1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。	免責期間	保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された所得の額をいいます。	平均月額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。
就業障害	身体障害を被り、就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。なお、死亡した後は就業障害とはいいません。	約定給付率	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。		

契約概要のご説明

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)(注)、保険証券および協定事項明細書(協定書)(以下「協定書」といいます)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券および協定書は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体長期障害所得補償保険は、身体障害による就業障害時の損失を補償する保険です。
※基本となる補償部分を解約し、補償が終了した場合等は、その契約にセットされた特約の補償も終了します。

(2) 被保険者の範囲

基本となる補償部分の被保険者は、会社員の方など、働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満20才から満64才までの方となります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

2 基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等

(1) 保険金をお支払いする場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	
基本となる補償の保険金	身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、支払基礎所得額を基に協定書に記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。ただし、てん補期間中の就業障害である期間1か月	について、被保険者1名につき最高保険金支払月額を限度とします。 ※てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の日数がある場合、その日数については1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。

※保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合	
基本となる補償の保険金	①保険期間開始時(注1)より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合(注2)は保険金をお支払いできません。ただし、協定書に別の定めがある場合を除きます。 ②次のいずれかによって被った身体障害による就業障害に対しては保険金をお支払いできません。 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・闘争行為、自殺行為または犯罪行為	・治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注3) ・自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中のケガ ・発熱等の他覚的症状のない感染 ③健康状態告知の回答内容等により補償対象外となっている病気等(加入者証等に記載されます)による就業障害は保険金をお支払いできません。 など

(注1)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間開始時となります。(注2)この取扱いは、「ご契約時に正しく告知をして契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であつてもそれが保険期間開始時(注1)よりも前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。(注3)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書をご確認ください。

(4) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(5) 支払基礎所得額および保険金額の設定

支払基礎所得額および保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、お客さまの支払基礎所得額および保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的保険制度(健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

定額型の場合	所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。 ・健康保険、共済保険の加入者(給料所得者など): 50% ・国民健康保険の加入者(個人事業主など): 70%
--------	--

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、支払基礎所得額、保険金額、年齢、性別、免責期間、てん補期間等によって決まります。お客さまの保険料については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未經過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

注意喚起情報のご説明

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)(注)、保険証券または協定事項明細書(協定書)(以下「協定書」といいます)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券および協定書は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

1 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

(1) 申込人または被保険者になる方には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めた項目(加入申込票上の「※」印の項目(告知事項))について、事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。

(2) 故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります(次の③に該当した場合は、ご契約を解除することがあります)ので、今一度、告知内容をご確認ください。

告知事項	①被保険者の生年月日、年齢、性別 ②被保険者の健康状態告知(注1)(注2)(注3)	③同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注4)の有無
------	--	---

(注1)健康状態告知は、質問事項をよくお読みになったうえ、回答を「回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者ご自身が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、契約をお引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。(注2)継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。(注3)保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(*)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(*)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(*)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。(※)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。(注4)所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

裏面もご覧ください。➡
(2024年6月承認) A24-101001

3 複数のご契約があるお客さまへ

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な補償は、別紙「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

4 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

(1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2) 新たな契約（団体長期障害所得補償保険）の申込みをする場合のご注意事項

- ①被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。
 - ②新たな契約の保険期間の開始日より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ③新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料（注）を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
- （注）保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

5 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

ご加入後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

- ①ご契約時に支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を保険契約締結直前12か月における被保険者の所得の平均月間額より高く設定していたことが判明した場合
- ②ご契約後に被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合

6 補償の開始・終了時期

- (1)補償の開始：始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。
- (2)補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」2 基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等(2) 保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

(1)解約の条件によって、解約日から満期日までの期間等に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

(2)始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

9 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方の場合、保険契約者との間に別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者に対しこの保険契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、その保険契約を解約しなければなりません。

※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は90％まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100％補償されます。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うこと、また、取扱代理店および加入生協が、それぞれの個人情報保護方針に従って本契約に関する個人情報を利用することに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本

損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

〈その他ご注意いただきたいこと〉

- ご契約内容および事故報告内容の確認について
- 事故について保険金のお支払いが迅速かつ確実に行われるよう同一事故にかかると契約の状況や保険金請求の状況等について、損害保険会社等の間で確認をさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 無効・取消し・失効について
- (1)保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合、この保険契約は無効となり、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (2)保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (3)次のいずれかの場合は、この保険契約は失効となります。この場合、普通保険約款・特約に定める規定により保険料を返還または請求します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
 - ①被保険者が死亡した場合
 - ②身体障害以外の原因で業務に従事できなくなった場合
- 重大事由による解除
- 次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
- (1)保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等が発生させた場合
- (2)保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (3)被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 など
- 税法上の取扱い（2024年5月現在）
- 保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご契約内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。
- ※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。
- 請求権等の代位について
- 保険金について、損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、引受保険会社がその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- (1)引受保険会社が損失の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
- (2)上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失の額を差し引いた額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- ※保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して保険金をお支払いします。
- 事故が起こった場合
- 1 事故が起こった場合
- (1)事故が起こった場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2)他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- (3)補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損失に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- 〈引受保険会社がお支払いする保険金の額〉（注1）
- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（注2）をお支払いします。
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（注2）を限度とします。
- （注1）お支払いする保険金の額や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- （注2）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- 2 保険金の支払請求時に必要となる書類等
- 被保険者または保険金受取人は、＜別表「保険金請求書類」＞のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて＜別表「保険金請求書類」＞以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
- 3 保険金のお支払時期
- 引受保険会社は被保険者または保険金受取人より保険金請求書類の提出受領後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- 4 保険金の代理請求
- 被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。
- 保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など
- 【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方が保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族
- （注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

- 5 保険金請求権の時効
- 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。
- 〈別表「保険金請求書類」〉

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(4)に掲げる書類も必要場合があります。
(3)	保険金の請求権をもつことの確認書類 書類の例・印鑑証明書・資格証明書・戸籍謄本・委任状・未成年者用念書 など
(4)	所得に関する保険金を請求する場合に必要な書類 ①保険事故の発生を示す書類 書類の例・公的機関が発行する証明書（事故証明など） など ②保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例・引受保険会社の定める診断書・所得確認書類（源泉徴収票、確定申告書、決算書など） など ③その他の書類 書類の例・調査同意書（事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書） など

〈ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）〉

- この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。
- 今回お申込みのご契約についてご確認ください。
- 1.被保険者に関する「生年月日」「年齢」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
- 2.「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
- 3.下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
 - ①補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
 - ②支払基礎所得額・最高保険金支払月額・約定給付率・保険金額
 - ③被保険者の範囲（ご本人のみの補償）
 - ※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。
 - 4.支払基礎所得額が平均所得額の範囲内で設定されていることをご確認ください。
 - ※支払基礎所得額の設定については「契約概要のご説明」2 基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等（5）支払基礎所得額および保険金額の設定をご確認ください。
 - 5.補償の重複する可能性のある他のご契約の有無をご確認いただき、ご契約の可否をご確認ください。
- 現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

お問合わせ窓口

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口	
引受保険会社へのご相談・苦情がある場合 0120-101-060 （無料）	事故が起こった場合
●受付時間 平日9:00～17:00	遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。
●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。	あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター
●ご加入の団体名（日本コープ共済生活協同組合連合会）をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。	0120-985-024 （無料）
●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。	●受付時間 24時間365日
	●おかけ間違いにご注意ください。
	●IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）】

0570-022-808

●受付時間 [平日9:15～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）]

●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。

●携帯電話からも利用できます。

●電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。

●おかけ間違いにご注意ください。

●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>）

〈引受保険会社〉 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書（協定書）（以下、「協定書」といいます）の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。
※ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書は保険契約者に交付されます。

■ 普通保険約款の補償内容

＜ご注意＞

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 1. 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、てん補期間中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 2. 被保険者は協定書に規定された方となります。
- 3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
身体障害により、就業障害となった場合	てん補期間中の就業障害である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 支払基礎 所得額 × 所得 喪失率 × 約定給付率 (100%) ※ お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額を限度とします。 ※ 協定書に定めるてん補期間を限度とします。 ※ 支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 ※ てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 ※ 同一の身体障害により、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*)を限度とします。 (*)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	(1) 新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2) 次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害※1 ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害※2 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧ むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害※3 ⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩ 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害※4 ⑪ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害※5 ⑫ 発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害※6 など (3) 健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気等（保険証券等に記載されます。）による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		※4 「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 (1) F 04～F 09 (2) F 20～F 51 (3) F 53～F 54 (4) F 59～F 63 (5) F 68～F 69 (6) F 84～F 89 (7) F 91～F 92 (8) F 95 (9) F 99 (*)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD - 10 (2003 年度版) 準拠」によります。 ※5 「妊娠に伴う身体障害補償特約」(*)がセットされた場合、保険金のお支払い対象となります。 (*)女性の被保険者にのみセット可能です。 ※6 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。

<用語の説明>

【回復所得額】とは

免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

【最高保険金支払月額】とは

1 被保険者について、1 か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

【支払基礎所得額】とは

保険金の算出の基礎となる額をいい、

1口あたり保険金額

 ×

加入口数

によって算出した額となります。

【所得】とは

業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。

【所得喪失率】とは

次の算式によって算出された割合をいいます。

割合

 = 1 -

免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額

免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額

ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

【就業障害】とは

被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。
被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態をいいます。
なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

【身体障害】とは

傷害（「ケガ」といいます）および疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。

【他の保険契約等】とは

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【てん補期間】とは

引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。
「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。

【免責期間】とは

保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。
免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数（5日）を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1 免責期間とします。
「妊娠に伴う身体障害補償特約」がセットされた場合、この特約の免責期間は設定されている免責期間または90日のいずれか長い方の期間とします。

【平均月間所得額】とは

被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

平均月間所得額 =

年間収入額※1

 -

働けなくなったことにより支出を免れる金額※2

12(か月)

※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

※2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

【約定給付率】とは

保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。以下の説明をすべてご確認・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。なお、被保険者ご本人とは、加入申込票兼被保険者明細書の申込人（被保険者）氏名欄に記載された方をいいます。

※本紙はお客さまご自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。

※『加入申込票兼被保険者明細書の写し』と『健康状態告知についてのご案内』（本紙）、『重要事項のご説明』はお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
団体長期障害所得補償保険

お客さま
チェック欄

1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、**必ず被保険者ご本人が、「事実を」「ありのまま」「もれなく」お答えください。**



しっかり
記入しよう

お客さま
チェック欄

2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は**加入申込票兼被保険者明細書の表面および裏面**に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の**保険期間の開始時（補償の開始時）**（注）から**1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。**保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を『詐欺による取消し』とすることがあります。（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

告知義務違反により
ご契約が解除された場合

○ 解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
※ ただし、「解除前に発生した保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係の有無によっては、保険金をお支払いすることがあります。

『詐欺による取消し』
となった場合

○ 保険期間の開始時期から補償がなくなるため、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
○ 既に払い込んだ保険料は返還できません。



正しく告知しないと、
保険金を受け取れな
場合もあるんだね

お客さま
チェック欄

3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、**書面にてご回答くださいますようお願いします。**※健康状態告知書は加入申込票兼被保険者明細書の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。



加入申込票兼
被保険者明細書
を提出してください。

お客さま
チェック欄

4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。**告知内容によってはご加入をお断りすることがあります。**



告知したら、契約
はどうなるの？

お客さま
チェック欄

5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。



告知内容を
確認させて
ください。

お客さま
チェック欄

6 お客さまによるご契約内容の確認について

ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「加入申込票兼被保険者明細書の写し」で**告知内容に誤りがないかのご確認**をお願いします。※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。



加入後の確認も
大切なね

お客さま
チェック欄

7 健康に関する告知が必要な方

健康状態告知書に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

- 今回新たに加入する方
- 継続して加入する際に、補償項目を拡大する契約条件の変更（注）を行う方

（注）健康に関する告知の対象となる補償項目について、保険金額を増額する場合、約定給付率を増加する場合、新たな補償を追加する場合、てん補期間を延長する場合などが該当します。

継続して加入する場合
の告知要否チェック

保険金額の増額など補償内容を拡大しますか？

補償内容を拡大する → 健康に関する告知が**必要**です。

補償内容は変更なし、または縮小する → 健康に関する告知は**不要**です。



しっかり確認して
告知しなびとね

お客さま
チェック欄

8 その他ご注意いただきたい事項

被保険者ご本人が正しく告知をした場合でも、加入初年度契約の保険期間の開始時より前に病気、ケガの原因となった事由が生じた場合は、引受保険会社は保険金をお支払いできません（始期前治療について、普通保険約款および協定事項明細書（協定書）の定めにより保険金をお支払いできることがあります）

例えばこんな場合…

加入申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始時より前に発病と診断され、保険期間の開始時より後にその病気によって就業障害となったケース

そのほかにも、「重要事項のご説明」には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

1

(230101) (2023年1月承認) GN22D010763

今回新たに加入する方、および継続加入する方で保険金額の増額（増口）など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の告知質問事項1～3のいずれにも該当しない場合のみ加入いただけます。
継続加入する方で補償内容を拡大する契約条件の変更をしない場合は、告知不要です。

・告知質問事項は次のとおりです。なお、告知質問事項に関しては下記の【病名】もあわせてご参照ください。

1. 現在、医師から入院または手術を勧められている。

2. 過去1年以内に、病気やケガで連続して14日間以上の入院をしたことがある。

3. 「がん」「精神障害」で下記の【病名】に記載のある疾病について、過去2年以内に診断されたことがある、もしくは現在、医師の治療を受けている。

- ・告知質問事項に該当するため本来加入できないにもかかわらず申し込んだ場合、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。
- ・告知の内容にかかわらず、新規加入日から一定の期間内に発生した就業障害に関して、就業障害の原因となった身体障害について新規加入日前の一定の期間内に医師の治療、診察、診断を受け、または治療のために服薬をしていたときは、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・「医師」には歯科医師を含み、柔道整復師・指圧師・鍼灸師は含みません。
- ・「医師の治療」には、投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法などを含みます。
- ・正常な妊娠または分娩は、告知の対象とはなりません。

病名

●がん（悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含む）

●精神障害（注1）・知的障害・発達障害（注2）

（注1）精神障害には、「うつ病」「躁病」「統合失調症」などの精神病、「パニック障害」「適応障害」などの神経症のほか、「非器質性睡眠障害」「心因反応」などが含まれます。

（注2）具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。